

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

支給申請手続き

本手続きは、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の支給申請をご希望される保護者の方に、申請手続きが円滑に進むよう、記入例をお示ししたものです。

支給申請を行う場合は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給要領」を確認いただき、申請を行っていただくようお願いいたします。

また、支給申請の相談は、学校等休業助成金・支援金等相談コールセンターでお受けしております。

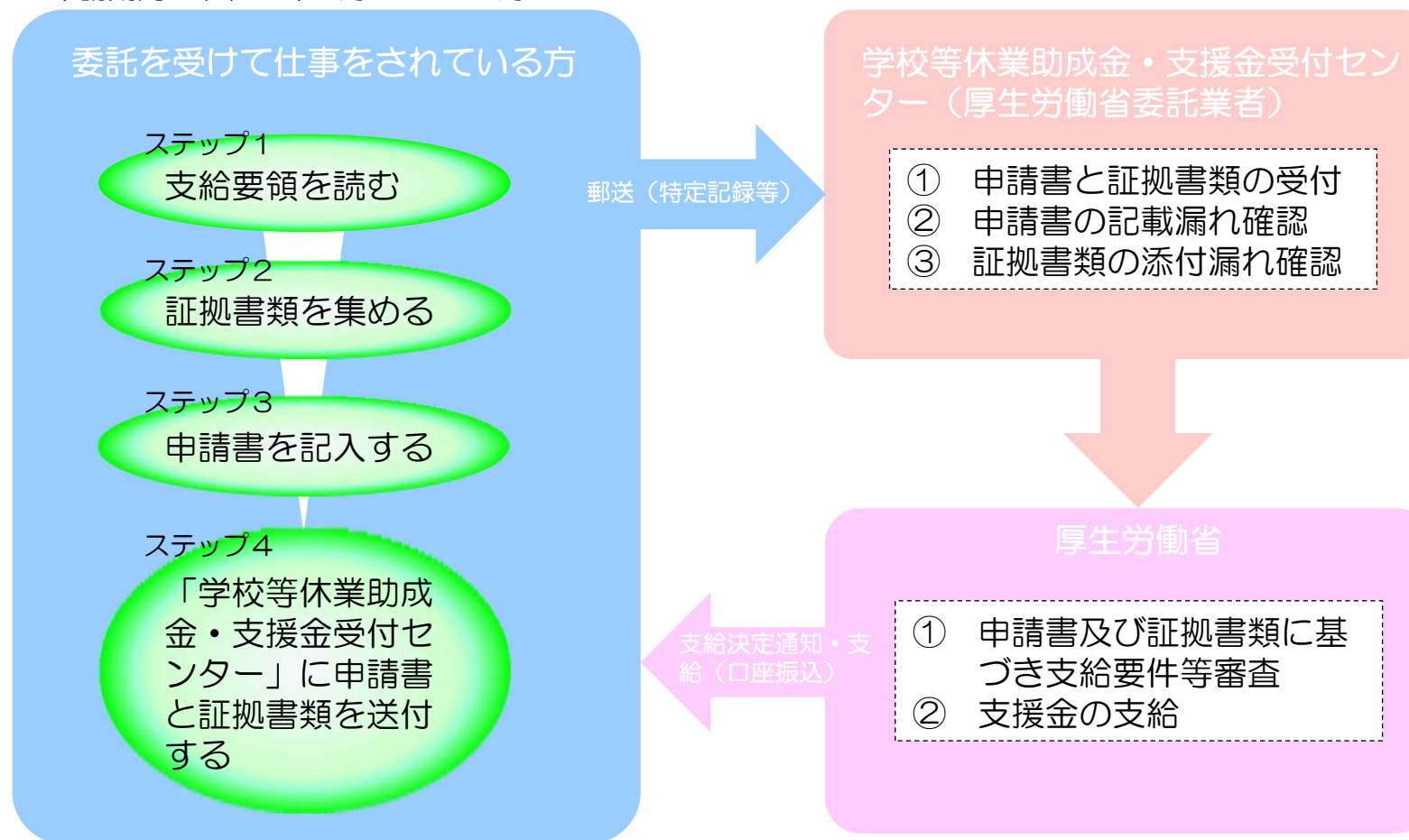
<お問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 （受付時間：9：00～21：00）

国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報をご個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

I 申請から支給までの流れ

申請期間：令和2年3月18日～6月30日



- 申請書の記載漏れや証拠書類の添付漏れ等があった場合は、受付センターから申請者の申請書等を返送させていただきます。
- 審査に当たっては、厚生労働省から発注者等に確認させていただく場合があります。

Ⅱ 申請書記入例

業務委託契約等でお仕事をされている方（会社にお勤めの方で週20時間以上働いている雇用保険被保険者・事業主及び公務員以外の方）で、コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童やコロナウイルス感染症に感染した児童等の世話をするために、業務委託契約等に基づくお仕事を休まれた親等が申請することができます。

小学校等に通っておられるお子様一人を記入。

子どもが記載されている住民票（世帯全員）や戸籍謄本等に記載されている続柄を記入。
住民票で申請者との続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の証拠書類と「保護者申立書」を添付。

閉校日等を除いた「小学校等の休業等期間」に記入いただいた期間と①～③のお子様の世話をした日に「○」を記入。
①コロナウイルス感染したお子様
②発熱等の風邪症状があるお子様
③コロナウイルス感染者と濃厚接触されたお子様

コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となった児童やコロナウイルス感染症に感染した等お子様の世をするために、業務委託契約等に基づく仕事をとりやめた日に「○」を記入。

「小学校等休業日」及び「仕事をとりやめた日」に○を記入した場合に「◎」を記入。
また、「支給対象日」に記入した◎の数を記入。

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

申請日：令和2年 3 月 28 日

（フリガナ） 〇ノウ タロウ

氏名 労働 太郎

住所 神奈川県 横浜 市 区 村

生年月日 昭和 元 年 12 月 12 日

〒100-8988

〒100-8988 東京都千代田区千代田1234-56

私は、「雇われ労働者」「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。 ☐

（フリガナ） 〇ノウ ハナコ

氏名 労働 花子

生年月日 平成 21 年 10 月 10 日

小学校等 〇ノウ 学園

子の続柄 世帯主

金融機関名 北海道小牧信用金庫

口座名義 労働 太郎

銀行等 金融機関コード 店舗コード 口座番号 (普通・当座) 0 1 2 3 4 5 6

ゆうちょ銀行 記号番号 (総合)

住民票の住所を記入。

チェック漏れ注意

子どもが通う小学校等の臨時休業等の期間を「①」欄に記載。
臨時休業等の期間が再度行われた場合やお子様が多数の小学校等に通っており、①の期間以外の期間も臨時休業等となっている場合は、「②」欄も記載。

ゆうちょ銀行とそれ以外の銀行等のいずれかを記入（ジャパンネット銀行、セブン銀行、しぶん銀行、大和ネクスト銀行及びGMOおそらネット銀行は指定不可）。

私は、令和2年2月27日から令和2年3月31日までの小学校等の休業日等のうち、次の日について、子どもの世話をを行うため、発注者との業務委託契約等に基づく仕事をとりやめました。

日付	2月27日	2月28日	2月29日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日
小学校等休業日					○	○	○	○	○	○	○	○
仕事をとりやめた日					○	○	○	○	○	○	○	○
支給対象日					-	◎	-	◎	-	-	-	-

日付	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日
小学校等休業日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕事をとりやめた日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支給対象日	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-

日付	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
小学校等休業日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕事をとりやめた日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支給対象日	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

支給申請額	支給対象日(数) 11 日 × 4,100 円 = 45,100 円
-------	------------------------------------

私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。

申請内容に相違ありません。

令和2年 3 月 30 日

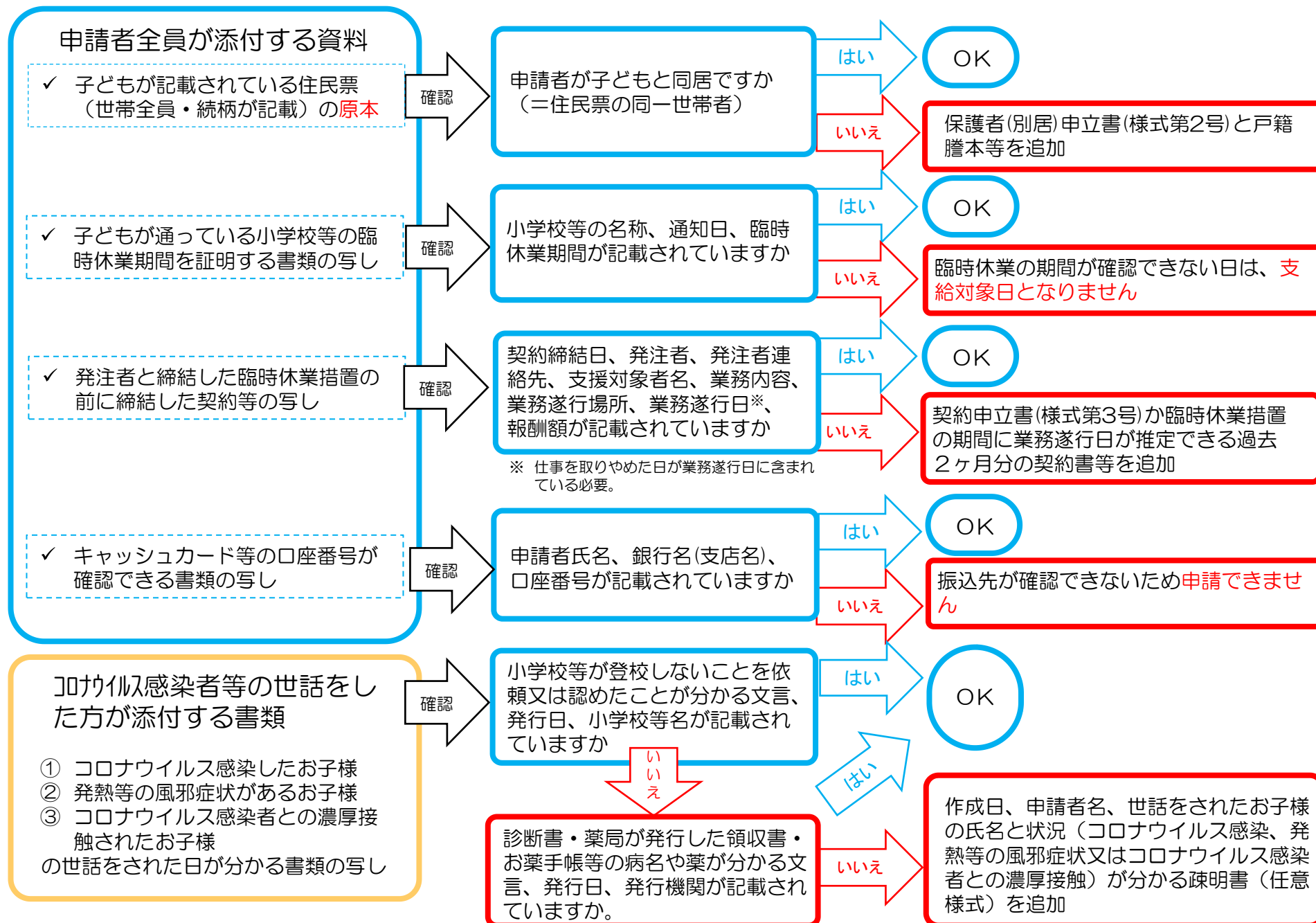
申請者(本人自署)

労働 太郎

チェック漏れ注意

申請者本人の「署名」

Ⅲ 証拠書類



Ⅳ 証拠書類（例）

1 別添様式第2号保護者（別居）申立書【記入例】

(別添様式第2号)

令和2年3月28日

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

神奈川県横浜市都筑区
日比谷1-2-3

労働 咲江

神奈川県横浜市都筑区
霞ヶ岡町1234-56

労働太郎

(030-123-4567)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）保護者（別居）申立書

私・労働咲江は、子・労働太郎が、休暇を取得することができなかったことから、孫・労働花子の世話をするため、株式会社厚生労働データサービスと令和2年2月10日に締結した下記の業務委託契約等について、令和2年3月2日から3月19日の間、締結した業務委託契約等に基づく仕事を令和2年3月1日に取りやめたことを申し立てます。

なお、本申し立てに偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明）を行った場合は、当該不正な受給を行った日の翌日から納付の日まで、年5分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払うものとします。

※ 親権者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

記

1 発注者名：株式会社厚生労働データサービス
2 発注者住所・連絡先：東京都町田市本牧 1-2-3・03-1234-5678
3 具体的な業務内容：アンケート結果のデータ入力作業
4 業務遂行予定場所：神奈川県横浜市都筑区日比谷1-2-3（自宅）
5 業務遂行予定日：令和2年3月2日から3月19日

2 別添様式第3号契約申立書【記入例】

(別添様式第3号)

令和2年3月28日

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

東京都町田市本牧 1-2-3

株式会社厚生労働データサービス

03-1234-5678

神奈川県横浜市都筑区
日比谷1-2-3

労働 咲江

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）業務委託契約等契約申立書

株式会社厚生労働データサービスと労働咲江は、令和2年2月10日に締結した次の請負委託契約等について、小学校等が、コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条）又はこれに準ずる措置を講じたことから、子どもの世話をを行うために、令和2年2月10日に締結した業務委託契約等に基づく仕事を令和2年3月1日に取りやめたことを申し立てます。

なお、本申し立てに偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明）を行った場合は、当該不正な受給を行った日の翌日から納付の日まで、年5分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払うものとします。

記

1 具体的な業務内容：アンケート結果のデータ入力作業
2 業務遂行予定場所：神奈川県横浜市都筑区日比谷1-2-3（自宅）
3 業務遂行予定日時：令和2年3月2日から3月19日
4 報酬額（具体的な算出方法）：アンケート4,000件を入力して3万円

3 小学校等の臨時休業の講じられた期間が分かる書類【例】

差出人: ○○市メール配信(学校) <syokohama-school@hamas.ne.jp>
日時: 2020 年 2 月 28 日 13:35:41 JST
宛先: roudou-tarouh@domo.ne.jp
件名: 臨時休業について

本日、保護者宛に「臨時休業の措置について」のプリントを配布します。
本校の臨時休業期間は、3月2日(月)から3月23日(月)までです。
修了式と卒業式は、感染症対策を十分行なった上で、実施します。
御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○市立水仙小学校
校長 均等 一郎

4 業務委託契約書【例】

株式会社厚生労働データサービス(以下「甲」という)は、労働咲江(以下「乙」という)に対し、甲の「令和元年度医薬品購入費実態調査調査結果データ入力作業業務」に係る委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

(委託業務)

第1条 甲が乙に対し委託する業務(以下「本業務」という)は、甲が厚生労働省の委託を受けて令和元年度に実施した医薬品購入費実態調査の調査結果と所定の様式に甲が指定する○○オフィスで入力する業務とする。但し、甲の納税地と所轄する税務署への税申告等の税務は本業務に含まれないものとする。

(責任の帰属)

第2条 本業務の税務上の効果は全て甲に帰属するものとする。

(委託期間)

第3条 本業務の委託期間は令和2年3月2日から3月19日(月・水・金曜日)とする。

(委託料とその支払)

第6条 甲が乙に対し支払う委託料は、30,000円(消費税別)とする。

2 甲による支払いは、令和2年3月25日までに、乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

(秘密保持)

第7条 乙は本契約に因りて知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

(契約解除)

第9条 当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

(協議)

第10条 本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年2月10日

甲：東京都町田市本牧 1-2-3
株式会社厚生労働データサービス
代表取締役 厚生 次郎
乙：神奈川県横浜市都筑区日比谷1-2-3
労働 咲江



5 業務委託契約書がない場合の文書（電子メール）【例】

From: 労働 咲江 (roudou-sakie)
Sent: Tuesday, February 26, 2020 10:24 AM
To: 厚生 三郎 (kousei-saburoh)
Subject: RE: 医薬品購入費実態調査調査結果データ入力

株式会社厚生労働データサービス 厚生 三郎 様

いつも、お世話になっております。
下記の件了解しました。

労働 咲江

From: 厚生 三郎 (kousei-saburoh)
Sent: Tuesday, February 25, 2020 11:45 AM
To: 労働 咲江 (roudou-sakie)
Subject: 医薬品購入費実態調査調査結果データ入力

労働様

いつも、お世話になっております。調査部の厚生です。
先日お願いしておりました医薬品購入費実態調査の調査結果データ入力につきまして、社内決裁が完了しましたので通知しますとともに、業務委託契約の手続きの詳細をメールいたしました。
本日、調査結果票を郵送させていただきましたので、ご対応お願いいたします。

記

1. 業務委託契約期間
令和2年3月2日から3月19日
2. 業務委託契約条件
 - (1) 委託代金：30,000円
 - (2) 支払日：令和2年3月25日
 - (3) 委託業務：4,000件（データ入力作業）
 - (4) 勤務形態
月～金曜日（10:00～15:00）
 - (5) 勤務場所：自宅
3. 注意事項
 - (1) 入力作業が間に合わない場合は、連絡をください。
 - (2) 入力用フォーマットは別途送付させていただきます。
 - (3) 3月19日までに入力し、調査票は当社指定業者を通じて返送してください。
4. 連絡先
株式会社厚生労働データサービス調査部
厚生三郎（TEL. 000-000-0000/メール *****@*****）

V 申請先（申請書及び証拠書類）

支援金支給申請受付は、下記の「学校等休業助成金・支援金受付センター」（厚生労働省委託業者）で行っています。申請書に証拠書類を添えて郵送（自費）にて申請を行ってください。

また、申請書及び証拠書類の紛失防止や受領確認が行えるよう「特定記録」等の配達記録が残るものをご利用ください。

なお、令和2年3月18日から6月30日までが申請期間となっており、6月30日までの消印が有効です。

1. 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、
神奈川にお住まいの方

〒100-8228

千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

学校等休業助成金・支援金受付センター

2. 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、
三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、
和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛、高知にお住まいの方

〒176-0012

東京都練馬区豊玉北3-21-7
アリアス桜台ビル2F

学校等休業助成金・支援金受付センター

3. 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、
岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、
熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄にお
住まいの方

〒170-6025

東京都豊島区東池袋3-1-1
サンシャイン60 25階

学校等休業助成金・支援金受付センター

4. 北海道にお住まいの方

〒550-8798

大阪西郵便局私書箱62号

学校等休業助成金・支援金受付センター